三　運輸規則第四十八条の五第一項の規定による講習
1　名称
東予交通株式会社
2　主たる事務所の所在地
愛媛県四国中央市具定町六六〇
3　講習の種類
基礎講習及び一般講習
四　運輸規則第四十八条の十二第二項の規定による講習
1　名称
東予交通株式会社
2　主たる事務所の所在地
愛媛県四国中央市具定町六六〇
3　講習の種類
基礎講習

○国土交通省告示第千百七十四号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習を平成二十五年十一月十四日に次のとおり認定したので、第十八条第四項において準用する第十二条の十一第一号の規定に基づき告示する。

平成二十五年十二月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」という。）第十八条第三項の規定による講習
1　名称
東予交通株式会社
2　主たる事務所の所在地
愛媛県四国中央市具定町六六〇
3　講習の種類
基礎講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）
二　安全規則第二十三条第一項の規定による講習
1　名称
東予交通株式会社
2　主たる事務所の所在地
愛媛県四国中央市具定町六六〇
3　講習の種類
基礎講習及び一般講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）
三　安全規則第二十四条第一項の規定による講習
1　名称
東予交通株式会社
2　主たる事務所の所在地
愛媛県四国中央市具定町六六〇
3　講習の種類
基礎講習及び一般講習
四　安全規則第三十一条第二項の規定による講習
1　名称
東予交通株式会社
2　主たる事務所の所在地
愛媛県四国中央市具定町六六〇
3　講習の種類
基礎講習

○海上保安庁告示第二百十一号

航路標識の設置について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年十二月四日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称　椛島沖洋上風力発電実証機施設灯
位置
所在地　鷹ノ巣鼻灯台（長崎県五島市（椛島鷹ノ巣鼻）の南西方約一・七キロメートル
北緯　三二―四四―二七
東経　一二八―五九―四五
灯質　モールス符号白光　毎八秒にU（・・―）
光度　実効光度一六カンデラ
光達距離　三・〇海里
明弧　全度
高さ　水面上から灯火まで一一メートル
点灯年月日　平成二十五年十月十八日
記事　一　本灯は、洋上風力発電実証機施設の周囲に四基設置されていて、四基の灯火は同期している。
二　洋上風力発電実証機施設の水面上から一五メートルまでの全周を黄色で塗装している。
三　環境省地球環境局管理

○海上保安庁告示第二百十二号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年十二月四日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称　東栄港南防波堤灯台
位置
所在地　北海道浦河郡浦河町（東栄港南防波堤外端）
北緯　四二―一一―〇七
東経　一四二―四二―〇〇
変更した事項
光度　実効光度二六カンデラ
光達距離　三・五海里
変更年月日　平成二十五年十月十七日
名称　鯵ケ沢港北防波堤灯台
位置
所在地　青森県鯵ケ沢港（北防波堤外端）
北緯　四〇―四七―〇八
東経　一四〇―一二―四二
変更した事項
灯質　単閃赤光　毎三秒に一閃光
光度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
変更年月日　平成二十五年十月十七日
名称　橘港電発揚炭バース沖A灯標
位置
所在地　徳島県橘港（舟磯灯標の南西方約五・二キロメートル）
北緯　三三―五一―一五
東経　一三四―四〇―二二
変更した事項
平均水面上から構造物の頂部まで六・八メートル　平均水面上から灯火まで六・八メートル
一　附属施設　レーダー反射器
二　電源開発株式会社橘湾火力発電所管理
変更年月日　平成二十五年十月十七日
記事　一時名称等変更中のところ高さ等変更のうえ復旧
名称　橘港電発揚炭バース沖C灯標
位置
所在地　徳島県橘港（舟磯灯標の南西方約五・六キロメートル）
北緯　三三―五一―二四
東経　一三四―三九―四二
変更した事項
名称　橘港電発揚炭バース沖C灯浮標
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　やぐら形
光度　実効光度五三カンデラ
光達距離　四・〇海里
明弧　削除
高さ　削除
記事　電源開発株式会社橘湾火力発電所管理
変更年月日　平成二十五年十月十七日
記事　一時変更
名称　丸市尾港防波堤灯台
位置
所在地　大分県佐伯市（丸市尾港防波堤外端）
北緯　三二―四七―一七
東経　一三一―五二―三二
変更した事項
光度　閃光実効光度七八カンデラ　不動光七カンデラ
光達距離　閃光五・〇海里　不動光二・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・四メートル　平均水面上から灯火まで一四メートル
変更年月日　平成二十五年十月十七日
名称　松崎港西防波堤灯台
位置
所在地　静岡県松崎港（西防波堤外端）
北緯　三四―四五―二二
東経　一三八―四六―一九
変更した事項
光度　一一〇カンデラ
光達距離　五・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで八・二メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日　平成二十五年十月十八日